

① 国民健康保険料 残額のお支払いについて

※前職の社会保険からそのまま切り替えの方・今年度4～6月は社会保険だった方などは対象外

国民健康保険では、原則毎年4・5月にお支払いがないため、この2ヶ月分を6月～翌3月に上乘せして支払います。（自治体によって支払い月・回数は異なります）

そのため払い終えていない4・5月分の残額について、国民健康保険脱退の手続き後に通知書が届き、お支払いいただく形になります。

この点については、国民健康保険の脱退手続きの際にも説明があるかと思えます。残額については分割払いも可能かと思えますので、お住まいの市区町村役所にてご相談ください。

前納や自動引落などで払いすぎた国保・国民年金の還付手続き

払いすぎた国民健康保険料・国民年金保険料は、返してもらう（還付）ことができます

■ 国民年金

社会保険加入日から約1～2ヶ月後

① 年金事務所から

「国民年金保険料還付請求書」が送られてきます

② ①の還付請求書に返金してもらう口座情報などを記入し、年金事務所に提出してください

※提出方法：郵送または

年金事務所窓口へ直接持参

還付請求書の提出から約1～2か月後

③ 払いすぎた年金保険料が口座に返金されます

■ 国民健康保険

市区町村役所で国保の脱退手続き完了後

① 役所から、二重払いなどが確認できる「保険料額通知書」と、払いすぎている場合は「還付通知書」も届きます

② ①の還付通知書に返金してもらう口座情報などを記入し、市区町村役所へ返送してください

還付請求書の提出から約1～2か月後

③ 払いすぎた国民健康保険料が口座に返金されます

※ スケジュールや手続き方法は、市区町村によって違う場合があります。詳しくは、国保脱退手続きの際に、市区町村役所の窓口でご確認ください

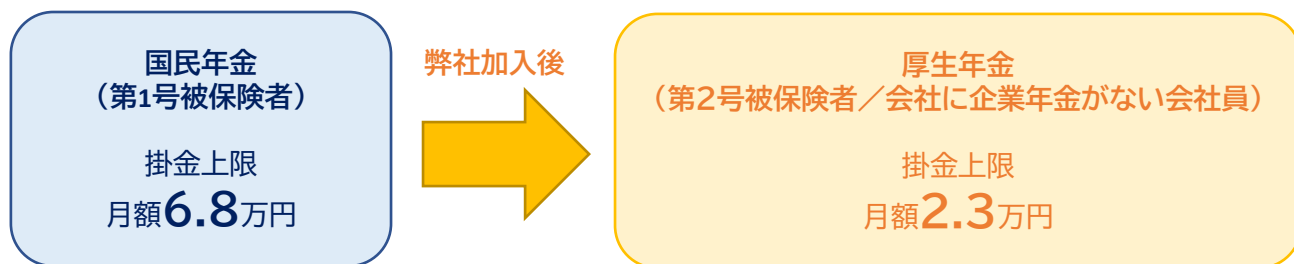


還付手続きをせず **2年経ってしまうと、時効で還付を受けられなくなります**
還付請求書や還付通知書が届きましたら、必ずすぐにご提出ください

② 社会保険加入後の主な変更点について

iDeCo（個人型確定拠出年金）

iDeCoの「被保険者の種別」と「掛金の限度額」に変更があります。



iDeCoをしている証券会社等への変更手続きが必要です

■ 変更手続き

iDeCoをしている証券会社等へ原則、以下2点の提出が必要になります。

- ① 加入者被保険者種別変更届
- ② 事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書

※iDeCoをしている証券会社等へ

「就職して社会保険に加入したので必要な手続きを教えてください」とお問い合わせください。

※②は弊社で記入する項目があるので、チャットワーク総合窓口までご連絡ください。

小規模企業共済

▼ 現在加入されている場合

変更なく、引き続きご継続いただけます

▼ 新規でご加入を検討されている場合

小規模企業共済は、加入時に国民年金の方であることが条件となっています
弊社加入後は厚生年金になるため、新規で加入することができなくなります



新規でご加入を検討されている方は、弊社ご加入前にご相談ください

③ 入社時の手続きについて

チャットワークのご登録

入社後は、チャットアプリ『Chatwork（無料）』にて業務の配信や個別連絡をします。
確認フォームのご提出後、別途ご案内をお送りします。ご入社までにご登録をお願いします。

雇用契約書の締結

弊社では、オンラインで結ぶことのできる【電子印鑑GMOサイン】の雇用契約書を利用しております。

※アカウント登録等は不要で、2～3分程度で完了します。

※詳しい手順については別途ご案内します。